

地球温暖化対策施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、地球温暖化対策に資する病院及び診療所（以下「病院等」という。）の整備を支援することにより、病院等における地球温暖化対策の取り組みを推進することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院等、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする（ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）。

3 事業内容

地球温暖化対策に資する病院等の整備であって、病院等並びに整備内容が以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 病院等において省エネルギーに関する規程等を策定し、組織的な管理体制、個々の職員の役割、基本的な取組の流れ等を定めていること。
- (2) 整備の結果、当該病院等において、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第5項に規定する温室効果ガス総排出量が整備前より減少することが見込まれるものであること。
- (3) 整備内容の例の概要は以下のとおりであること。
 - ア 屋上等に太陽電池を設置し、太陽電池により発電した電力を病院等で通常使用する電力に活用するための整備
 - イ 屋上等に太陽熱給湯器を設置し、太陽熱で暖めた温水を暖房、給湯等に利用するための整備
 - ウ 建物の壁面や屋上等の緑化を行う整備
 - エ 敷地、屋上等から集めた雨水を建物地下の雨水貯留槽に溜め、ろ過等の処理を行い、トイレの洗浄水等に利用するための整備
 - オ 病院等の内部で発生する排水にろ過等の処理を行い、上水ほどの水質を必要としないトイレ洗浄水等に利用するための整備
 - カ 高効率熱源機器の導入整備

医政発第0325009号

平成17年3月25日

一部改正 医政発第1016003号

平成18年10月16日

内視鏡訓練施設整備事業実施要綱

1 目的

医療の高度化に伴い、従来の内視鏡手術（開腹）から腹腔鏡下における内視鏡手術が急速に普及していることから、内視鏡手術訓練施設を整備し、腹腔鏡下における内視鏡手術に関する研修等を実施することにより、医師の手技向上及び医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

厚生労働大臣の認める者とする。（但し、都道府県、市町村を除く。）

3 事業内容

腹腔鏡下における内視鏡手術の研修等を実施するため、訓練施設を整備する。

4 対象経費

（1） 設備整備

内視鏡手術の研修に必要な手術テーブル（動物用）、麻酔器、無影灯、スコープ、光源装置などの購入費

（2） 施設整備

内視鏡手術の訓練施設に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

医師臨床研修費補助事業実施要綱（案）

1 目的

この事業は、平成16年度からの医師臨床研修の必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、医師として的人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる傷病に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的な診療能力（態度・技能・知識）を修得するための臨床研修を支援することを目的とする。

2 補助対象

(1) 教育指導経費

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年12月11日厚生労働省令第158号（以下「臨床研修に関する省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修病院及び臨床研修に関する省令に準じて臨床研修を行う医学を履修する課程を置く公私立大学に附属する病院であり、現に臨床研修医を受け入れている病院、又は、これに準ずる施設で厚生労働大臣が適当と認めるもの及び病院と臨床研修医の間において、原則として雇用契約の中に研修プログラムに定められている病院以外で診療に従事しない旨を明らかにされているものを対象とする。

(2) 地域協議会経費

平成15年6月12日医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（以下「省令施行通知」という。）に基づいて設置された臨床研修に関する地域協議会（以下「地域協議会」という。）であり、地域協議会の会則等で所在する都道府県の行政担当者が構成員に含まれており、かつ募集定員の調整等について協議する際に都道府県内の全ての基幹型臨床研修病院及び基幹型相当大学病院に意見を求めることとしているものを対象とする。

3 補助対象外

国（国立大学法人、独立行政法人国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターを含む。）が開設する病院又は設置する地域協議会（以下「補助対象外」という。）は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う病院又は地域協議会において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると地方厚生局長が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお、詳細は別に定める。

4 事業内容

省令施行通知に基づく臨床研修事業とする。

5 申請の手続き

(1) 教育指導経費

補助金の申請は、原則として病院群単位でプログラム毎に所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、基幹型臨床研修病院）が手続きを行うこととする。

①基幹型臨床研修病院が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修病院が当該病院群の補助対象施設（協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。

また、協力型臨床研修病院についても補助対象外の場合にあっては、代表となる臨床研修協力施設が申請することができるものとする。

②同一の病院群において、補助対象外の協力型臨床研修病院と臨床研修協力施設が参加している場合には、臨床研修医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

③一病院において複数のプログラムを有している場合は、按分等の方法によりプログラム毎に経費を明確に区分するものとする。また、対象経費の計上において、当該経費が専任、専用でない場合は、業務内容や使用頻度等により経費を按分して対象経費に計上するものとする。

(2) 地域協議会経費

補助金の申請は、地域協議会の設置者が所要の経費をとりまとめ、手続きを行うこととする。

異状死死因究明支援事業実施要綱（案）

1. 目的

監察医制度が適用されている一部の大都市圏等を除き、死因究明のために必要となる解剖が、極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、地域における死因究明の取組に対して財政的支援を実施することにより、死因究明の体制づくりを推進することを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。また、事業目的の達成に必要なときは事業を委託することができる。

3. 補助基準

- (1) 異状死死因究明のための取組を行っていること。
- (2) 大学医学部法医学教室、警察等との協力体制が整っていること。

4. 事業内容

異状死死因究明の体制づくりを推進するための事務局経費、行政解剖を行うための経費及び死亡時画像診断を行うための経費について財政的支援を行う。

死亡時画像診断システム整備事業実施要綱（案）

1. 目的

監察医制度が運営されている一部の大都市圏等を除き、死因究明のために必要となる解剖が極めて低い実施率にとどまっている現状にかんがみ、死亡時画像診断システムを導入する医療機関等へ財政的支援を実施することにより、死亡時の病態把握や死因究明体制の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3. 設置基準

本事業の対象となる施設については、以下の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 異状死死因究明のための取組を行っている都道府県にある施設で、死因究明の中核的な役割を果たしていること。
- (2) 大学医学部法医学教室、警察、地方自治体等との協力体制が整っていること
- (3) 死亡時画像診断にかかる画像の撮影、診断、管理及び教育研修の体制整備が計画されていること。

4. 整備基準

死亡時画像診断の実施に必要な装置を備えたCT室、MRI室等を設けるものとする。

5. 稼働実績の報告

本事業により整備を行った死亡時画像診断システムの稼働実績について、別に定めるところにより、関係書類を添えて厚生労働大臣に提出するものとする。

女性医師等勤務環境整備事業実施要綱（案）

- 第1 女性医師等就労支援事業・・・・・・・・・・ P 1
- 第2 女性医師支援センター事業・・・・・・・・・・ P 2

第1 女性医師等就労支援事業

1. 目的

女性医師等の再就業が困難な状況の大きな要因として、就学前の乳幼児の子育て、配偶者の転勤、日進月歩で進む医療の現場に戻りづらい等の理由が挙げられている。

そのため、離職後の再就業に不安を抱える女性医師等に対し、相談窓口を設置して、復職のための研修受入医療機関の紹介や仕事と家庭の両立支援のための助言等を行い、また、医療機関における仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行い、女性医師等の離職防止や再就業の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が認める者とする。

3. 事業の内容

(1) 相談窓口事業

- ① 相談員（コーディネーター）を配置し、女性医師等の仕事と家庭の両立支援のための相談（出産、育児、勤務時間、復職等）を行う。
- ② 復職研修受入医療機関の情報収集及び復職希望女性医師等へ情報の提供を行う。
- ③ 保育施設等の情報収集及び提供を行う。

(2) 病院研修及び就労環境改善事業

- ① 女性医師等の復職研修受入を行っている医療機関において、指導医のもとで復職研修を実施する。
- ② 医療機関において、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備を行う。

（例：短時間勤務の導入、出勤希望日制の導入、宿日直の免除、保育所以外の育児支援（ベビーシッターの雇上等）、院内での就労環境改善委員会の設置 等）

第2 女性医師支援センター事業

1. 目的

臨床医に占める女性医師の割合は約15%であるが、国家試験合格者では女性の占める割合は3分の1となっており、今後女性医師数は急増していくと予想される。女性医師は出産や育児により離職せざるを得ない状況にあり、パートタイム勤務など女性医師がライフステージに応じて働くことのできる柔軟な勤務形態の促進を図り、もって医師確保対策に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、社団法人日本医師会(以下「同法人」という。)とする。

(1) 女性医師バンク事業

① 事業内容

就業を希望する女性医師と、医師の採用を希望する医療機関の情報をコンピュータを通じて収集を行い、就業希望条件が適合する女性医師に対して当該医療機関を紹介し、採用に至るまでの間の支援等を行う。

また、女性医師バンクの啓発普及並びに必要なに応じて実情把握調査等を行う。

② 運営基準

ア 同法人は、東日本、西日本にそれぞれ拠点を設け、各々にコーディネーター等、必要なスタッフを配置すること。

イ 同法人は、国や関係諸団体との密接な連携の下に本システムの運用を行うこと。

ウ 同法人は、女性医師と勤務予定の医療機関における勤務条件等について調整すること。

エ 同法人は、女性医師が就業後、継続して勤務できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。

オ 同法人は、女性医師バンク事業を広く普及させるため、啓発普及並びに実情調査を行うこと。

カ 当該事業において、女性医師、医療機関にかかる登録等の手数料は徴収しないものとする。

(2) 再就業講習会事業

① 事業内容

女性医師の就業を支援することについて効果のある講習会、講演会等の実施または支援を行う。さらにその他様々な啓発活動の実施に向けての支援を行う。

②運営基準

- ア 同法人は、医師の採用を希望する医療機関が行う医師の経験、能力に応じた講習に対し、必要に応じて適切な支援を行うこと。
- イ 上記以外に同法人は、再就業をする女性医師と相談の上、医療機関が必要とする知識及び技術を習得できるよう必要に応じて適切な支援を行うこと。
- ウ 同法人は、医師の採用を希望する医療機関に対する講習会、女性医師のキャリア継続に関する講習会及び保育相談員の養成講習会等を必要に応じて各都道府県医師会等と連携して行うこと。
- エ 同法人は、医師会が主催する研修会、講習会、講演会等に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の女性医師に対して学習機会を確保することにより、就業継続及び復職の支援を行う。

別紙

歯科医師臨床研修費補助事業実施要綱

平成 18 年 7 月 3 日医政発第 0703012 号

平成 21 年 3 月 27 日医政発第 0327035 号

平成 22 年 3 月 30 日医政発 0330 第 4 号

平成 23 年 月 日医政発 第 号

1 目的

この事業は、平成 18 年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、臨床研修を生涯研修の第一歩とすることに対する支援を目的とする。

2 補助対象

歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年 6 月 28 日厚生労働省令 103 号（以下「省令」という。））に基づき指定を受けた公私立の臨床研修施設及び省令に準じて臨床研修を行う歯学又は医学を履修する課程を置く公私立大学附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）であり、現に研修歯科医を受け入れている施設を対象とする。

3 補助対象外

国（国立大学法人及び独立行政法人国立病院機構を含む。）が開設する病院は補助の対象としない。

また、臨床研修を行う施設において、医事に関する犯罪又は不正行為が認められた場合、その他制度の適正な運営に支障があると認められる場合等、補助目的（良質な研修の実施）を達成することが困難であると厚生労働大臣が認める場合は、補助金の全部又は一部を交付しないことがある。なお詳細は別に定める。

4 事業内容

平成 17 年 6 月 28 日医政発第 0628012 号厚生労働省医政局長通知「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」に基づく事業とする。

5 申請の手続き

補助金の申請は、臨床研修施設群単位で所要の経費を取りまとめ、研修管理委員会の了承の下、代表施設（原則として、単独型・管理型臨床研修施設）が手続きを行うこととする。

- (1) 管理型臨床研修施設が補助対象外の場合は、代表となる補助対象の協力型臨床研修施設が当該臨床研修施設群の補助対象施設（協力型臨床研修施設）の研修に係る経費を取りまとめて申請することができるものとする。
- (2) 同一の臨床研修施設群において、補助対象外の協力型臨床研修施設が参加している場合には、研修歯科医の受け入れの実態等（人数、期間等）によって、補助基準額を減額するものとする。

6 書類の保管等

臨床研修支援事業を行う事業者は、次の資料を補助金と事業に係る証拠書類等とともに保管すること。

- (1) 支援対象者の出席簿その他支援の状況に関する資料
- (2) 支援対象者が歯科医師国家試験の受験資格を有することを証する書類